平成２２年（フ）第６６７号
北海道江別市野幌寿町42番地の６　ラ・プランドル405号室
債務者　戸井　一魂
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７７号
北海道恵庭市中島町１丁目10番地の２
債務者　寺田紀英子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０３号
札幌市東区北38条東１丁目２番20号　パレスM38―102号
債務者　土生　豊
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０９号
札幌市豊平区美園４条６丁目３番13―306号
債務者　秋田めぐみ（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２６号
札幌市中央区北６条西25丁目１番34号　ストーンヒルＮ５―202号
債務者　佐久間みほ
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４６号
札幌市中央区南６条西16丁目２番24―210号
債務者　木村眞利子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４７号
札幌市西区山の手１条４丁目６番15号
債務者　草岡　芳恵（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５４号
札幌市東区北30条東12丁目５番５号　竹本マンション
債務者　藤澤由美子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５７号
札幌市東区伏古11条３丁目５番13号
債務者　五十嵐久史
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７１号
札幌市南区藤野４条５丁目２番６―401号
債務者　川原　朝子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９号
北海道網走市海岸町６番10号マンション石田Ａ号
債務者　吉田　昭夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1591番地２　セジュールいしい202号
債務者　小宮　貞光
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６９号
群馬県藤岡市上日野2623番地
債務者　清水　正明
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６３号
新潟県新潟市東区船江町２丁目７番23号、前住所新潟県新潟市東区物見山４丁目12番42号
債務者　伊藤　肇
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２７号
新潟市中央区下所島２丁目14番１号　コーポスワローＢ101号、前住所新潟市中央区山二ツ４丁目４番17号　横田マンション２―Ｄ
債務者　板垣　和俊
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０７号
静岡県沼津市新沢田町14番20号、前住所静岡県富士宮市安居山727番地の１
債務者　赤池　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６４２号
静岡県御殿場市駒門551番地の５
債務者　勝又　麗子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係